

ものづくり支援センターしもすわ
中小企業人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内中小企業者が従業員の人材育成を図るため、職務上必要な技術、技能を習得する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象は、官公庁等公的機関の主催、共催、後援又はこれに準ずるもので、特にものづくり支援センターしもすわ理事長（以下「理事長」という。）が認めた中小企業従事者研修とする。

2 補助金の補助率は、1研修につき、受講料の2分の1以内で2万円を限度とする。

3 補助金の交付額は、1企業につき年間8万円を限度とする。

(交付対象期間)

第4条 毎年1月1日から12月31日の間に受講が終了したものとする。

(交付申請期間)

第5条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわ中小企業人材育成補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、研修終了報告書及び受講料の支払を証する書類を添付し、ものづくり支援センターしもすわ理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 理事長は、前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ中小企業人材育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

様式第1号（第6条関係）

ものづくり支援センターしもすわ
中小企業人材育成補助金交付申請書

平成 年 月 日

ものづくり支援センターしもすわ
理事長 原 雅廣 様

申請者 住 所
事業所名
代表者名 ⑩
電 話 () -

下記のとおり中小企業人材育成補助金を交付してください。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 対象金額 金 円
- 3 講座内容 別紙参照（任意様式にて作成してください）
（講座名、受講者氏名、研修年月日、受講料及び補助金申請額を記入すること）
- 4 添付書類
 - (1) 受講料の支払いを証する書類の写し
 - (2) 講座内容を証する書類の写し
 - (3) 納税証明書

中小企業者の範囲（中小企業基本法第2条）

業 種	中小企業者（以下のいずれかを満たすこと）	
	資本金（出資総額）	従業員（常用）
<input type="checkbox"/> 製造業、建設業、運輸業 その他の業種	<input type="checkbox"/> 3億円以下	<input type="checkbox"/> 300人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 1億円以下	<input type="checkbox"/> 100人以下
<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 5,000万円以下	<input type="checkbox"/> 100人以下
<input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 5,000万円以下	<input type="checkbox"/> 50人以下

様式第2号（第7条関係）

ものづくり支援センターしもすわ
中小企業人材育成補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

様

ものづくり支援センターしもすわ
理事長 原 雅廣

年 月 日付で申請のありました、ものづくり支援センターしもすわ
中小企業人材育成補助金の交付につきまして、次のとおり決定したので通知いたします。

1 交付決定額 金 _____ 円